



厚生労働省 奈良労働局 発表
令和6年8月30日

【照会先】

奈良労働局労働基準部賃金室

室長 中村茂樹

室長補佐 大橋光男

電話 0742-32-0206

報道関係者各位

令和6年度 奈良県最低賃金の改正決定について

— 令和6年10月1日から時間額986円 —

奈良労働局は、奈良県最低賃金を令和6年8月30日付けで正式に改正決定し、同日官報公示を行いました。

これにより、奈良県最低賃金は、官報公示の30日以上経過した指定日である令和6年10月1日から時間額986円となります。

奈良県最低賃金は、奈良県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

(参 考)

奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成29年度	786円	24円	3.15%
平成30年度	811円	25円	3.18%
令和元年度	837円	26円	3.21%
令和2年度	838円	1円	0.12%
令和3年度	866円	28円	3.34%
令和4年度	896円	30円	3.46%
令和5年度	936円	40円	4.46%
令和6年度	986円	50円	5.34%